

## 5. 著作権法改正に対する本協会の要望

本協会としては、文化庁著作権課の著作権法改正要望の照会を受けて、教育機関における複製を規定した著作権法35条第2項について、今年6月15日に第35条が改正された直後であるが、著作権法を改正する要望を提出した。

著作権法で焦眉の問題は、複製権の取り扱いで「教育を担任する者、授業を受ける者は、その授業の過程において公表された著作物を複製することができる」とし、今まで教育を担任する教員だけに複製権があったものを学生が使う場合でも複製権を認めると緩和された。しかし、2項では、「公表された著作物については当該授業を直接受けるものに対して、当該授業を行われる場所以外の場所において、同時に受けるものに対して、公衆送信を行うことができる。」としており、ネットワークで教材などを配信する公衆送信は、リアルタイム以外の利用、非同時での利用は許諾が必要として、授業での公衆送信が限定されている。

大学の授業は、大学設置基準において「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う授業等以外の場所で履修させることができる」との規定から、大学設置基準では離れた場所で授業を行うことができるとしていること、さらに「授業の方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して」との規定から、リアルタイムでない授業でメディアを使った授業を考える必要があることを紹介し、1単位は教室の2倍の時間を教室の外で行うものであり、自動公衆送信を活用したe-ラーニングは、学内サーバに教材を掲載し、教室外の場所で学生がいつでもどこでも利用できる形態が常態化していることを強調した。

現行法では、授業等以外の場所への異時の公衆送信が認められていないために、大学設置基準で規定されている授業が制約されていることを改善すべきと要望した。なお、著作権者の権利を守る方法としては、はサーバへのアクセス制限、利用者の教育の徹底を大学側として努力することを明記した。具体的な改正条文は文化庁に委ねることとし、趣旨が徹底できるよう改正を要望することにした。